

かずひで
ふるしょう和秀と
しみる
やさしさ市民ネットワーク

でんわ：090-2517-4005
ファックス：0944-85-0028
furusho_net@hotmail.com

だい ぶ ぎ かい ほう こ く へ ん
【第1部：議会報告編】
やさしさつなぐ
ホットニュース

ねんしんねんごう
2023年新年号
つうかんだい
通巻第73号

じゅうしょ 住所：〒836-0041福岡県大牟田市新栄町17-47
フェイスブック：<https://www.facebook.com/furusho.net>
LINE-ID: furusho_net ※携帯番号でも登録できます。



いっばんしつもん ようす
【一般質問の様子】

1 1月まで暖かったものの、師走に入り、
急激に冷え込んだ今日この頃、皆様にはお変わり
なくお過ごしのことと思えます。

ここ数年は新年を慶んで迎えるような状況で
はありません。コロナ禍も3年を迎え、毎年起き
る集中豪雨や豪雪などの異常気象、そして、今年
の漢字が「戦」に決定したように、ロシアによる
ウクライナ侵攻、北朝鮮による相次ぐミサイル
発射など平和と安全保障が脅かされています。

このようななか、岸田総理は記者会見で、防衛費の
増額を伴う増税を決定しました。さらに、戦後、
政府が一貫して「持たない」と判断してきた「敵
基地攻撃能力」、「反撃能力」を持つことになり、
日本の安全保障政策の大きな転換点になります。
「武力で平和は守れない」「平和こそ最大の福祉」

との視点を忘れずに活動していきます。
次に、12月議会が開かれ、市長提出案件は
全議案可決しました。また、12日(火)には5期目
最後の一般質問に立ち、心のケアの必要性、福岡
県と連携した排水対策、インクルーシブ条例、
市職員の定年延長に伴う人件費総額管理の必
要性を提言し、関市長から前向きな答弁を頂き
ました。

しんねん みなさま けんしょう たこう いの もう あ
新年にあたり皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます
いっばんしつもん こころ けあ ひつようせい ふくおかけん れんけい はいすいたいさく
一般質問で心のケアの必要性、福岡県と連携した排水対策、イン
クルーシブ条例、市職員の定年延長の課題を提言
が つとういつじちたいせんきよ む とく
4月の統一自治体選挙に向け、さらに取り組んでいきます

さて、早いもので平成14年の暮れに市議
会議員選挙に立候補を決意して以来、皆様からの
本当に心温まるご支援を頂き、5期20年間に
わたり議員として活動してきました。この間、
政治も経済も大きく変動しました。

本市では、高齢社会になるなか、認知症の取組
などが全国的に注目される一方で、介護保険で十
分なサービスを受けられない現実もあります。ま
た、路線バスを含め、買い物、通院など高齢者の
暮らし方に合わせた、新しい発想で取り組まな
ければ解決できない課題が山積みです。さらに、
子育て支援や雇用を作り出し、若者も暮らしやす
いまちづくりも必要です。最後に、災害やコロナ
禍により、障害がある人が更に生活しにくい
環境になりました。障害がある人が暮らしやすい
まちは誰もが暮らしやすいまちであるとの視点が
すべてのまちづくりに必要です。

これらの課題に今後4年間全力で取り組むこ
とを決意しました。詳しくは、同封の【討議資料】
をご覧ください。皆々様のなご一層の力強いご
支援をよろしく申し上げます。

2023年新春
おむたしぎかいぎいん
大牟田市議会議員 古庄和秀

こうしよくせんきよほう ねんがじょう てがだ しんねん あいきつ
公職選挙法により、年賀状は手書きしか出せません。このニュースで新年のご挨拶とします

がつぎ かい ほうこく 12月議会のご報告

にってい がついつか げつ にち きん
日程：12月5日（月）～16日（金）

しちやうていしゆつあんけん ぜんぎあんかけつ
市長提出案件は全議案可決しました。

いけんしよ ごげん ていしゆつぶん きんせい
意見書については、護憲クラブ提出分は賛成

しょうすう ひげつ こうめいとうぎいんだん ていしゆつ
少数で否決されました。公明党議員団から提出さ

れた「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応

かくじゅう もと いけんしよ たど じへいしやう
拡充を求める意見書」については、例えば自閉症

せいしんしやうがいはふくしてちやう ちてきしやうがひ
は精神障害者福祉手帳ですが、知的障害もある

りやういくてちやう ほう てあつ しえん
なら療育手帳の方が手厚い支援があります。この

ちてきしやう たいおうじゅうじつ じへいし
ように、知的障がいのみの対応充実よりも、自閉

しょう はつたつしやうがひ ふく かんきやうせいび ひつやう ほんだん
症、発達障害を含めた環境整備が必要と判断

し、反対しました。

また、12人が質問に立ち、排水対策、防災・

げんさい きやういくとらう ぎろん
減災、教育等について議論されました。

いっばんしつもん ほうこく 一般質問のご報告

わたし にち ごご こんき
私も12日の午後、今期

さいご いっばんしつもん た こころ
最後の一般質問に立ち、心

のケアの必要性や生活・困

きゆうしやしえん まえむ
窮者支援については前向き

とうべん いただ
な答弁を頂きました。また、

しょうがいしやけんりじやうやく こくれんしんさ ほんし
障害者権利条約の国連審査を本市のまちづくり

に生かしていくことについては、関市長からとて

も丁寧な答弁を頂きました。それに基づいてイン

クルーシブ条 例 制定の必要性を質問しました。

これから障害がある人が暮らしやすいまちは

誰もが暮らしやすいまちとの視点で、インクルー

シブ条 例 の必要性を提言していきます。

1. コロナ禍と災害復興とこれからのまちづくり

(1) 市民生活と心のケアの必要性

いま げんゆかかく ぶつかうどうどう しやきやう
問 今なお原油価格・物価高騰等について社協へ

の相談件数は増えている。年の瀬を迎える中で、

安心して新年を迎えることができない、来年はさ

らに生活が厳しくなるとの声も耳にする。安心し

て住み続けることができ、関市長が掲げる「安心



して元気に暮らせるまちづくり」を実現するため
にも、生活に困窮されている方々への相談体制
を充実させる必要がある。市長の思いを伺いた

い。
答（関市長） コロナ禍、豪雨災害、原油価格・物価

高騰等に伴い、社会福祉協議会の生活支援相談

室に、11月末時点で353件の相談が寄せられ、

市民生活は厳しい状況。まずは、市民の皆様から

の相談を受け止め、社協等の支援機関と連携

協力した対応が重要と考える。

問 具体的なお困り事が見えにくいため、私は

公開アンケートを実施し、196名から回答頂

いた。健康、災害、コロナ、経済的に不安がある

方のみならず、生活に明るい兆しが見えないとい

った漠然としたストレスや不安を持たれている

方が多い。そのような中、追加補正として、

出産・子育て応援交付金事業が提案され、

経済的支援に加え、伴走型相談支援を準備され

る。将来的には子育て世帯以外にも広げる必要

がある。お考えを伺いたい。

答 さきの国の補正予算の成立に伴い、

出産・子育て応援交付金が創設された。国は、

①妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭

に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援、

②妊娠届出や出産届出のタイミングで面談を

行った妊婦等に対する経済的支援の二つの支援

の強化を打ち出した。①の伴走型相談支援は、

来年度実施に向け整備を図る。

現在、核家族化が進み、地域のつながりも希薄

となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て

家庭は少なくない。また、子育て家庭以外にも、

複雑化、複合化した課題を抱えている家庭がある。

そのため、現在重層的支援体制を整備し、複雑化、

複合化した相談に対応している。市民の皆様にと

って相談しやすい体制はこれからも考えていく。

問 今回私が実施した公開アンケートの結果から豪雨災害後の心のケアの必要性をさらに痛感している。お考えを伺いたい。

答 議員から提案のあった福岡女学院大学の心理療法を活用した被災者支援について、1月に市職員や社協の職員等を対象とした研修会を実施する。その後、災害心理学を活用し、今後どのような関わり方ができるのか、支え合いセンターの意見も含め検討していく。

問 議会でも不登校の出現率が高いことが議論されている。登校しやすい環境を整備するためにも、ストレスマネジメント、心のケアの授業はより重要。さらに、文科省から生徒指導提要改訂版が今月6日に公刊された。課題別の未然防止教育が強調されている画期的著作。暴力防止、いじめ防止、自殺防止などにストレスマネジメントを推奨している。ぜひとも教育委員会も災害心理学の専門家と連携する絶好の機会だが、お考えを伺いたい。

答 児童生徒にストレスマネジメント教育を進めることは、困難な状況乗り越える、生きる力を育てる学校教育本来の目標と合致する。本年度、橘中で教員に対してストレスマネジメントに関わる授業を実施できるように、SSWが研修会を行った。また、各中学校でも、スクールカウンセラーが同様の研修会を開いている。みなと小学校では、防災・減災に対する地域住民の意識を向上させ、地域の方とのつながりをつくることを目指して、自分たちにできることを考え行動する学習を進めている。子供たちは防災・減災に関するアンケートを実施し、その結果、不安を感じているが備えをしていない人が多いことが明らかになった。そこで、不安を少しでも解消するため、災害への備えを伝えたり、防災の意識を高めたりするため活動した。これは、災害を想定したストレスマネジメント教育の一例であり、児童生徒の心の安定に向けた

有意義な取組となっている。

問 支え合いセンターの今後の在り方や具体的なスケジュールを伺いたい。

答 国の基準では、仮設住宅が利用されている年度まで。本市では、令和4年度末までに、被災世帯の民間賃貸住宅の入居世帯が全世帯退去される予定で、国の補助も終了となる見込み。また、令和4年10月末現在、継続支援が必要な世帯は13世帯まで減少している。その多くは、被災をきっかけにそれ以前から抱えていた課題が表面化した世帯など、福祉的、長期的な支援が必要なケース。これらのことから、地域支え合いセンターは、令和4年度末をもって終了したい。先ほどの継続支援が必要な世帯は、社協へ委託し、引き続き対応する。また、センターがこれまで培った被災者支援のノウハウ等を、令和4年度中に報告書にまとめ、市と社協で継承していく。

問 13世帯は、災害をきっかけに複合的な課題が顕在化した方なので、社協に相談業務を委託される時に、よく協議してほしい。看板を下ろすということは、スタッフはほかの業務に移るのことで、社協には委託内容を伝え、主導権は市が握るべきだがお考えを伺いたい。

答 社協には具体的な事業内容を示し来年度以降の支援活動を協議していく。

要望 相手先が指名される方が相談を受けるのが一番なので、誰がどこに行くとか、その辺まで含めて丁寧な協議をお願いしたい。

(2) コロナ禍と災害後の事業継続

問 ここ最近、長年続いた店舗がいくつか閉店している。店主の高齢化や後継者不足に加え、2年半に及ぶコロナ禍、毎年の集中豪雨の影響も少なからずある。市の現状認識と対応策を伺いたい。➡第2部へと続く



後援会長退任のご挨拶



あけましておめでとうございます。
私は、一期で後援会長を退くことになりました。

退任後も、これまで同様「ふるしょう和秀」を応援してまいります。

ふるしょうは、政治を身近にみんなに伝え、協調して活動しています。「とても意義があること」だと考えます。また「貴重な存在」だと思

います。今後も「ふるしょう和秀」のご支持を、どうぞよろしくお願いいたします。 杉野悦郎

後援会長就任のご挨拶



明けましておめでとうございます。
私はこの度、杉野会長の後任として、急きよ救援の要請があり、再就任することになりました。

「誰ひとり取り残さないまちづくりをすすめます」(65号冒頭報告)のスローガンのもと、真摯に粘り強く取りくむ「ふるしょう和秀」を、今後とも相変わらずご支援頂きますよう、よろしくお願いいたします。

ふるしょう和秀後援会長 庄山 進

古庄和秀公式LINE を開設しました



今後、古庄和秀の活動などをこちらのアカウントで発信してまいります。皆様からも古庄和秀に対する応援や要望な

ことを頂けると今後個別に対応することができま

小さな集会にお誘いください

皆様とひざをつき合わせて意見交換ができるミニ集会を、活動の原点としております。二人でも三人でも結構です。ぜひ企画して呼びください。

- ・介護保険 ・障害者福祉 ・学校教育
- ・子育て支援 ・ごみ処理施設 ・市の財政
- ・市役所庁舎整備 ・水道法の改正
- ・企業誘致 ・商業、中心市街地活性化 等

皆様のご希望のテーマでお話させていただきます。

皆様の不安や疑問等をお聞きし政策に生かして

いきます。ご連絡お待ちします

でんわ：090-2517-4005

ファックス：0944-85-0028

メール：furusho_net@hotmail.com

LINE-ID：furusho_net

後援会事務所を2月に開設します



場所は前回と同じところ。 (新栄町15-21) お近くにお越しの際はお気軽にお立ち寄りください

古庄和秀とやさしさ市民ネットワークに入会またはボランティアをしていただける方を募集しています。

FAXまたはメール・SNSにて連絡をお待ちしております。

だいにぶ がつぎかいほうこく つづ 第二部:12月議会報告の続き

こたえ 答 11月末の調査では、製造業や建設業に引き続き堅調、飲食業は、依然、夜を中心に厳しい状況。また、コロナ禍の長期化により融資の返済条件の変更などの相談も増加している。市では、商工会議所と連携し、プレミアム率20%分も含めて、市内で消費される電子商品券、おおむたミライPayによる消費喚起を図っている。今後も、地域の経済状況を把握し、確かな事業者支援に努める。

ようぼう 要望 業種により全然違う。例えばスポーツジムは支援策がなかった。柔軟な対応を要望。

(3) 減災のまちづくりの視点からの排水対策 基本計画と地球温暖化対策実行計画

とくい 問 排水対策基本計画は豪雨が来たときに、市が主体となって浸水を防ぐためのハード整備を中心とした計画であり、地球温暖化対策実行計画は市、市民、事業者が努力し、温暖化を抑え、それに伴い豪雨災害等を抑えることを目指す計画だ。これら二つの計画の実施に当たっては、部局横断的な取組が必要だ。今後どのように連携しながら取組を進めていけるのか伺いたい。

こたえ 答(関市長) 庁内の多くの部署が連携し事業を進めていく必要があるため、排水対策基本計画は、副市長をトップとした庁内連絡協議会を設けている。また地球温暖化対策実行計画も、私がトップの推進会議を開催している。私がリーダーシップを持って、関係事業の調整を行い、これらの計画を着実に進めていく。

とくい 問 排水対策基本計画の内容は本市の取組が中心だが、流域治水の観点からは、福岡県、熊本県、周辺市町との連携が欠かせない。具体的なお考えを伺いたい。

こたえ 答 市内には福岡県と熊本県をまたいで流れる諏訪川、また、市域周辺の自治体から本市へ雨水が流入する地区もあるので、流域治水の観点により、福岡県や熊本県に加え、周辺市・町と

も連携を図り、排水対策を検討していく必要があり、計画の策定に向け協議を重ねてきた。今後も、各種対策を計画的かつ確実に進めるため、福岡県が事務局の南筑後圏域流域治水協議会をはじめ、本市が事務局を務める大牟田市排水対策基本計画検討委員会を通じ、引き



つづ かんけいじちたい じゅうぶん れんけい はか 続き関係自治体とも十分な連携を図っていく。**とくい** 問 諏訪川の上流の関川では、熊本県が河道掘削や堤防のかさ上げ等の事業を進めている一方で、諏訪川では、福岡県が河道掘削等を実施しているが、河川整備基本方針が策定されていない。少なくとも早急に河川整備基本方針を策定する必要があるが、これらの現状と当局のお考えを伺いたい。

こたえ 答 河川整備基本方針は河川計画の基本となるもので、水系ごとに治水、利水、環境の観点から、将来の河川のあるべき姿や河川整備の方針を定めるもので、河川管理者が策定するもの。本市の南部を流れる諏訪川は、熊本県の南関町、荒尾市を経て大牟田市へ流れる河川だ。上流部の関川は熊本県、下流部は福岡県が管理している。諏訪川水系河川整備基本方針は、現在、管理者である福岡県及び熊本県において策定作業が進められている。今後、国との協議や協議会を実施していく予定。諏訪川水系の河川整備基本方針は、市民の安全・安心のため大変重要なものなので、みなみちくごけんいきりゅういきちすいきょうぎかい 南筑後圏域流域治水協議会など、あらゆる機会を活用しながら、早期の基本方針策定について働きかけていく。

(4) IT関連企業のさらなる誘致と本市業務のIT化のさらなる推進

とくい 問 先日、イノベーション創出拠点aureaがオープンし、次々とIT関連企業が進出され、拠点内の大部分が利用されている。有明高専の産学連携オフィスに進出頂いたことも、大きな



つかけになっている。今後は、さらなるIT企業の誘致に取り組むとともに、本市の自治体DXを進めていく必要がある。

aurea周辺の空店舗等に新たな企業を誘致し、産学官連携をさらに進めていけば、産業の振興と中心市街地活性化につながるが、本市のお考えを伺いたい。

答 イノベーション創出拠点aureaを中心に、優遇制度等を活用し、IT関連企業を積極的に誘致している。これまでに凸版印刷やシティアスコムがaureaに進出した。

さらに有明高専とも連携し、中高生などを対象に電子工作やIC回路設計を体験できる機会を提供し、人材育成にもつなげていく。本市には多くの優秀な人材を輩出する帝京大学や有明高専、七つの高等学校があることなどをPRしながら、引き続きaureaの入居促進を図り、周辺の空店舗や空教室などへのIT関連企業の立地を進めていく。

2. 障害がある人とない人とが共に

学び暮らす共生社会について

(1) 障害者権利条約の国連による政府審査を受けてのこれからのまちづくり

問 障害者権利条約の国連による審査があり、9月に総括所見が出された。評価された点もあるが、数多くの改善勧告も出された。この条約の理念、社会モデル、人権モデルの考え方、今回の総括所見の内容を尊重した本市のまちづくりを進めていく必要があるが、お考えを伺いたい。

答(関市長) 障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした、障害者に関する初めての国際条約だ。この条約では、合理的配慮が求められており、障害者が障害のない方と同じように権利や自由を持ち、また、そのときに必要とされる適切な変更及び



調整や、全ての人が互いを尊重し生活するためには、個人だけで努力するのではなく、合理的配慮が示すように社会全体が努力することが求められている。本市では、障害者権利条約の理念を踏まえ、健康福祉総合計画を策定し、誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会の実現、これに向けた施策を展開している。今回の総括所見の内容は、本市の共生社会の実現に向けた重要な視点であるとともに、SDGsのまちづくりにつながる。障害者権利条約の理念や総括所見の内容は、本市の様々な計画でも十分考慮すべきものだ。また、社会が障害をつかっており、それを取り除くのは社会の責務という考え方である社会モデル、人権モデルの視点も併せてまちづくりをすすめていく。

(2) 国連障害者権利条約が求めるインクルーシブ教育と特別支援教育の現状と課題

問 総括所見では、分離された特別支援教育の中止に向け、障害のある子もない子と共に学ぶインクルーシブ教育に関する国の行動計画策定を求めている。我が国の特別支援教育をすぐにもフルインクルーシブ教育に転換することは難しい。ただ、国連の権利委員会はわかった上で、それでもインクルーシブ教育を求めてきた。ラスカス副委員長が言うように、「分離教育は分断した社会を生み出す。インクルーシブ教育は共に生きる社会を作る礎」だからだ。私が幼稚園から大学まで通常の教育を受けてきた経験からも、インクルーシブ教育はまちづくり、人づくりの原点になる。一緒にいて当たり前なまちづくりにつながる。国連の要請と文科省の現状認識の距離を縮めていくためには、本市のように特別支援教育が必要な方には支援しつつ、インクルーシブ教育を進めていく。できることから実績を積み上げていくしかないと思う。改めて、谷本教育長のお考えを伺いたい。

こたえ **答** インクルーシブ教育とは、全ての子どもがお互いの個性や違いを認め合うことを学び、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みだ。共生社会の実現に向けては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、最も的確に応える指導を提供できる仕組みを構築することが重要。本市では、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意している。こうした取組は、インクルーシブな社会の構築につながる。一方、特別支援教育は、子供1人1人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、インクルーシブ教育システム構築のためには不可欠なもの。障害の有無や個々の違いを認識しつつ、様々な人々が活躍できる共生社会の構築につながる。今後とも、インクルーシブ教育の理念を大切にしながら、障害のある子供の自立と社会参加を見据えて、児童生徒の発達段階や個に応じた特別支援教育のさらなる充実を努めるとともに、子供ひとりひとりきょういくてきおうちまなぶ1人1人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図っていく。

(3) 共生社会に向けた

バリアフリーについての

現状と課題

こたえ **答** 延命公園地区は、インクルーシブ遊具をはじめ、バリアフリー化も進んでいる。我が国が国連の総括所見で厳しい勧告、要請を受けるなかで、本市を人権のまち、インクルーシブなまち、共生社会を進めるまちとしてアピールできる。しかし、残念なことに、新築の羽山台校区コミュニティセンターに不必要な段差がある。今回のようなことがなぜ起こったのかを伺いたい。

こたえ **答** 令和2年4月に開所したが、まちづくり協議会や学校とも十分に協議、検討しながら設計



段差注意

おこなごしてきだんさしきちないこうていさしょうを行なった。御指摘の段差は、敷地内の高低差を処理するために生じたものだが、地域からも改善の要望があり、速やかに改修することとし、現在の準備を進めている。今後は、地元と丁寧に協議を進め、安全性の観点からも十分検討していく。

こたえ **答** 今後は十分に協議されるよう要望する。

(4) (仮称) インクルーシブ条例の必要性

こたえ **答** 共生社会に向

かうなか、今回の段差のような出来事もある。ここで重要



なのは、インクルーシブなまちづくりの視点をど真ん中に置くこと。その基準や物差しをつくっていくには条例を作ることが重要だ。例えば、検討委員会の位置づけやまちづくり基金、交通バリアフリー基本構想など、条例にインクルーシブの理念を謳い込めば、インクルーシブなまちづくりがすすむ。障害がある人が暮らしやすいまちは、障害がない人も誰もが暮らしやすいまち。条例制定の時期ではないかと思う。市長のお考えを伺いたい。

こたえ **答** (関市長) これまで、市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちづくりを目指し、行政、市民や事業所、関係機関の皆様と共に取り組んできた。インクルーシブなまちづくり、これが必要だ。まちづくりを進めるためにも条例を策定してはどうかという今回の提案は、インクルーシブの理念を広げていくためにはどのような取組が必要になるか、行政、市民、事業者などがどのような役割の下、取組を進めていく必要があるか、そして、その実現のために条例が果たすべき役割は何かなどの点を市民、事業者、関係機関の皆様にも広く御意見を伺いたい。

こたえ **答** 全国的に珍しい条例なので、まずは検討の土台を作って頂きたい。

3. 職員の定年年齢引上げについて

(1) 定年年齢の引上げに係る条例

問 今議会に条例が提案されているが、給料がどうなるか、退職金がどうなるか、勤務体系がどうなるかなどの不安の声を伺う。条例の内容を伺いたい。

答 地方公務員法の改正により、令和

5年4月から定年年齢が引き上げられるので、5点改正する。①現行60歳の定年年齢を、令和5年度から令和13年度にかけ、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ65歳とする。②原則60歳に達した管理職を、61歳の年度には管理職以外の職に降任させる役職定年の制度を導入する。③61歳の

職員の給料月額を当分の間、60歳時点の給料月額の7割の額とし、退職手当は、60歳以後に退職する職員の退職手当が不利にならないよう、手当の算定方法に特例を設ける。

④60歳以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の仕事できる再任用の制度を導入する。⑤年度末年齢が59歳の職員に対し、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行い、勤務意思を確認する制度を新設する。なお、国家公務員と同様の内容。

問 ②の管理職は役職定年後に非管理職に降任し、後輩たちと仕事がしにくいのではないかと御意見も伺う。対象者への説明やその後の対応、聞き取りなどを伺いたい。

答 定年年齢の引上げは、大きな制度改正なので、今年度は段階的に定年年齢が引き上がる55歳以上の職員を対象に説明会を11月に実施をした。条例案に基づき新設される情報共有、意思確認制度は年度末年齢が59歳になる職員への情報提供及び勤務意思の確認を行うもので、1月より行う。最終的な勤務意志の

定年年齢引上げ

確認は、60歳になる年度に改めて聞き取る。

(2) 現業職員と消防職員の対応

問 60歳を超えると現場で働く職員も体力的に厳しくなる。清掃、給食等の現業職員と消防職員の定年年齢の引上げについての対応を伺いたい。

答 清掃、給食等の現業

職員は、定年年齢引上げにより、高齢職員は、これまで長年培ってきた業務での知識や経験が活かせる業務に従事し、退職まで活用して頂きたい。しかし、高齢職員にとって厳しい労働環境と考える業務もある。清掃や給食の現場で働く職員は、体力維持の取組や、安全管理体制の整備等により、高齢職員が安心して業務を続けていくことができる環境づくりが大切だ。また、高齢職員の配置先は本人との面談を通して意向を確認し、決定する。

(3) 職員配置適正化方針2020との関係

問 災害等があり、行政サービスに要望が増えていく一方、厳しい職員の定員管理が計画されている。定年年齢引上げと職員配置適正化方針2020との関係について伺いたい。

答 これまで職員数の適正化に取り組んできた。近年の豪雨災害や新型コロナへの対応など、想定外の事態が発生し、市を取り巻く状況が大きく変化し、その対応が求められている。また令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられ、定員管理に大きな影響を及ぼすことも想定されることから、現行の職員配置適正化方針2020は、今年度中に見直す。

問 定員管理は人件費総額で考え、より多くの職員を配置すべきだが、お考えを伺いたい。

答 定年年齢引上げもあるので、計画的な新規採用により、適正な職員数を目指していく。

